



品 監 発 第 15 号
平成 28 年 9 月 5 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 石 田 秀 男
同 いながわ 貴 之

平成 28 年度前期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- 7 従前の指摘事項が是正されているか。

第 2 監査委員の関与

現監査委員 島田 幸太郎、森井 じゅん、いながわ 貴之は、平成 28 年 4 月 6 日から同年 8 月 26 日までに実施した全ての監査に関与した。

前監査委員 鈴木 真澄は、平成 28 年 4 月 6 日から同年 5 月 25 日までに実施した監査に関与した。

現監査委員 石田 秀男は、平成 28 年 5 月 26 日から同年 8 月 26 日までに実施した監査に関与した。

第 3 定期監査（所管別監査）の実施

- 1 実施期間
平成 28 年 4 月 6 日から同年 8 月 26 日まで
- 2 対象部局（対象期間：平成 27 年度、平成 28 年度（監査実施日まで））

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 監査委員事務局

第4 定期監査（所管別監査）の結果

《区長部局》

1 収入事務について

- (1) 公園運動施設使用料について、平成27年11月10日は雨のため「しながわ区民公園庭球場」を使用できなかったにもかかわらず、誤って同日分の使用料相当額39,000円を各利用団体の登録口座から引き落とししたため、利用団体に対し還付が行われている。適切な事務処理に努められたい。

(スポーツ推進課)

- (2) 歳入の調定について、平成9年4月付「収入事務の手引」によれば「歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生の原因となった事実が生じたとき、そのつど直ちに行わなければならない」とされているが、次のとおり不適切な事例がある。歳入の調定は速やかに行われたい。

ア 知的障害者グループホーム西大井つばさの家の平成27年4月分の「知的障害者グループホーム使用料」6,800円および同月分の「特定障害者特別給付費」10,000円について、それぞれ同年4月末日および6月末日までに調定をすべきところ平成28年5月10日に調定が行われている。

イ 平成27年11月分の「処分自転車等売却費」688,040円について、同月末日までに調定をすべきところ平成28年1月18日に調定が行われている。

ウ 平成27年度に継続して占用される電線共同溝に係る「道路占用料」137,462円について、平成27年度当初に調定をすべきところ平成28年4月27日に調定が行われている。(ア障害者福祉課 イ、ウ土木管理課)

2 契約事務について

- (1) 在宅介護支援センター負担金について、平成27年4月1日付「品川区在宅介護支援センターの運営等に関する協定書」に基づき東品川第二在宅介護支援センター負担金12,960,000円が支払われているが、協定の内容に不足があったため同年9月8日付で追加協定が締結され、追加負担金4,811,100円が支払われている。協定書は適切に作成されたい。(高齢者福祉課)

- (2) 平成11年1月18日付総務部長通知によれば「1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上からの見積書を徴すること」とされているが、次の案件については1者が辞退したため、適切な相見積もりとなっていない。同通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。

ア 平成27年5月29日付契約「ごみ・資源追っかけ隊バス借上げ」140,120円

イ 平成27年7月8日付契約「ごみ・資源追っかけ隊バス借上げ」132,570円

円

ウ 平成 27 年 9 月 14 日付契約「廃棄物減量等推進員用施設見学会用バス借
上げ」294,520 円 (品川区清掃事務所)

3 支出事務について

(1) 重症心身障害児(者)受入れ促進補助金の交付について、同補助金交付要綱によれば「補助金を概算払の方法により支払う」とされているが、平成 27 年 5 月 1 日付で交付決定を行った同補助金 118,260 円について、決定後速やかに概算払すべきところ、事業の実績が確定した後の平成 28 年 4 月 14 日に支払われている。同要綱に則り適切な事務処理に努められたい。

(障害者福祉課)

(2) 就労自立給付金の支給について、国の事務処理基準によれば「支給決定の通知は特別な事由がある場合を除き申請のあった日から起算して 14 日以内とする」とされているが、平成 27 年 7 月 22 日付で申請のあった同給付金 150,000 円の支給決定の通知が同年 8 月 21 日付で行われている。就労自立給付金の支給目的を踏まえ、速やかな支給決定に努められたい。

(生活福祉課)

4 事業の執行方法について

(1) すまいるスクール事業の業務委託について、1 校で平成 27 年 9 月時点の 1 日平均参加児童数が、6 校で同月時点の特別支援児の 1 日平均参加人数が、それぞれ年度当初に想定した人数を上回り業務量が増加したため契約変更の手続が行われているが、同年 12 月 25 日付で委託変更契約が締結されている。契約変更の手続をできる限り速やかに行うことにより、参加児童の安全の確保に努められたい。

(子ども育成課)

(2) 消耗品購入の事務手続について、保育園で必要な消耗品は、四半期ごとに各園が「消耗品購買データ管理システム」に必要数を入力し、保育課が取りまとめて一括購入しているが、同システムによらず各園から随時に申請を受け付け、そのつど個別に消耗品が購入されている事例がある。今後は、各園で必要な消耗品を精査し、至急必要な消耗品以外は同システムにより一括購入を徹底するなど事務の効率化に努められたい。

(保育課)

(3) 施設の維持管理について、次のとおり点検業務の受託者からの業務報告に対して適切な対応がなされていない。適切な事務処理に努められたい。

このほか、受託者から設備の経年劣化や耐用年数の経過を指摘されている事例が見受けられる。施設の利用者の安全を確保するため受託者の報告を精査し、緊急性または必要性の高いものから計画的に改修・修繕がなされるよう努められたい。

ア 平成 26 年 9 月 9 日に実施された「旗の台文化センター」の自家用電気工作物の点検時に、受託者から外灯の漏電の改修要請があったにもかかわらず、平成 27 年 9 月 1 日に再度要請を受けるまで改修等の対応が行われていない。

イ 平成 28 年 2 月 16 日に実施された「りんし 21」の自動扉の保守点検時に、受託者から故障のため自動扉が使用されていないとの報告があったにもかかわらず、その後も修理が行われず手動で扉の開閉が行われている。

(ア文化観光課、イ高齢者福祉課)

5 現金の管理について

(1) 収納金の払込について、品川区会計事務規則第 32 条第 1 項の規定によれば「取り扱った収納金を納付書によって即日または翌日（即日または翌日に払い込むことができない場合は金融機関の直近の営業日）に払い込まなければならない」とされているが、次のとおり徴収事務等受託者により払い込まれた「温水プール使用料」については、日数が経過している。今後、仕様書に収納金の払込の取扱いを明記するなど現金の管理について万全を期されたい。

ア 平成 27 年 4 月 6 日に収納された「日野学園温水プール使用料」505,400 円が同月 9 日に、同年 4 月 8 日に収納された「同温水プール使用料」146,230 円が同月 10 日に、それぞれ払い込まれている。

イ 平成 27 年 4 月 10 日に収納された「豊葉の杜学園温水プール使用料」199,720 円が同月 14 日に払い込まれている。(スポーツ推進課)

(2) 有料駐車場使用料について、職員の IC カードにより支払われている事例がある。資金前渡による支払を徹底されたい。(建築課、環境課)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

(1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば「1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上からの見積書を徴すること」とされているが、次の案件については特に合理的な理由が付されず 1 者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。

ア 平成 27 年 8 月 21 日付契約「平成 27 年度文化財保護審議会視察用バス借上げ」195,360 円

イ 平成 28 年 3 月 18 日付契約「資料配布（貨物トラックの借上げ）」115,776 円
(ア庶務課、イ教育総合支援センター)

(2) 業務委託契約について、次のとおり仕様書の内容に不備があったため契約変更の手続が行われている。業務の委託内容は仕様書により決定されることから、仕様書は適切に作成されたい。

ア 平成 27 年 4 月 1 日付契約「小・中学校屋内消火栓設備等保守点検委託」4,411,800 円について、一部点検設備に計上漏れがあったため同月 28 日付で委託変更契約が締結されている。

イ 平成 27 年 4 月 1 日付契約「源氏前小学校他清掃業務委託」2,698,500 円について、便所の清掃回数および箇所数に相違があったため同月 6 日付で委託変更契約が締結されている。(ア庶務課、イ学務課)

2 事業の執行方法について

磐梯高原移動教室における緊急時非常食等の配備について、緊急避難時に備え

生徒および引率教員の非常食用としてアルファ米、飲料水等を購入し、同物資を移動教室の宿舎であるホテルに5年間配備するとされているが、区とホテル側との間で同物資の配備に関する取決めを協定書や覚書によらず口頭でなされている。物資の保管・管理に関する基本事項を明らかにし、緊急時の確実な備えとするため協定書や覚書などを締結することについて検討されたい。(学務課)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。